

国営土地改良事業に係る負担金の算定及び徴収等に関する事務処理要領

	昭和61年4月1日	61構改A第1720号
	平成2年11月21日	2構改A第972号
	平成9年12月1日	9構改A第323号
	平成11年4月1日	11構改A第255号
	平成13年1月5日	12構改A第970号
	平成19年3月30日	18農振第2048号
	平成20年4月1日	19農振第1839号
	平成22年4月1日	21農振第2482号
	平成24年4月6日	23農振第2654号
最終改正	平成31年1月28日	30農振第2813号

農林水産事務次官から各地方農政局長、
北海道開発局長、沖縄総合事務局長

(趣旨)

第1 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条から第85条の4、第87条の2、第87条の4及び第87条の5の規定に基づき国が行う土地改良事業に係る法第90条第1項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の算定及び徴収等に関する事務の処理については、法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(国営土地改良事業に要する費用)

第2 負担金の額を算定する場合の国営土地改良事業（負担金の算定の単位となる工事ごとに区分した国営土地改良事業をいう。以下同じ。）に要する費用は、当該事業に係る毎年度の負担対象事業費の合計額とする。

(負担対象事業費の算定)

第3 第2の負担対象事業費は、毎年度の事業費（全体実施設計費及び応急対策費を含む。ただし、国営干拓事業の全体実施設計費にあつては、昭和37年度以降に全体実施設計に着手した事業の全体実施設計費に限る。以下同じ。）の支出決算額にそれぞれ次に掲げるところにより所要の調整を行って算定する。

- (1) 一の国営土地改良事業の用に供している資産を他の国営土地改良事業の用に無償で転用する場合には、農村振興局長が定める算定方式による当該資産の評価額（返還条件付きで一時転用する場合にあつては、当該転用期間に係る当該資産の使用料相当額。以下同じ。）を当該一の国営土地改良事業について控除し、当該他の国営土地改良事業について加算する。
- (2) 国営土地改良事業以外の用に供している資産を国営土地改良事業の用に無償で転用する場合には、農村振興局長が定める算定方式による当該資産の評価額を当該国営土地改良事業について加算する。
- (3) 国営土地改良事業の用に供している資産を国営土地改良事業以外の用に無償で転用する場合には、農村振興局長が定める算定方式による当該資産の評価額を当該国営土地改良事業について控除する。
- (4) 国営土地改良事業について、不用物品の売払代金収入、貸付料収入、違約金収入、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第62条第3項の規定による歳入組入れその他の附属雑収入がある場合には、これらの金額（各収入に消費税及び地方消費税が含ま

れている場合は、その額を各収入からそれぞれ控除した額)の合計額を当該国営土地改良事業について控除する。

- (5) その他農村振興局長が別に定める場合にあつては、支出決算額に所要の調整を行つて負担対象事業費を算定するものとする。

(各年度の負担対象事業費の決定)

第4 地方農政局長(北海道にあつては北海道開発局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下同じ。)は、毎年6月30日までに、国営土地改良事業ごとに、前年度の決算等に基づき事業費精算書(別紙様式第1号)を作成し、当該前年度の負担対象事業費を決定するものとする。

(事業施行年度に徴収する負担金の徴収)

第5 負担金について事業施行年度に一括して国に支払う場合及び土地改良法施行令第52条の2第2項の農林水産大臣の定める支払の方法(昭和47年11月24日付け農林省告示第2234号。以下「第2項告示」という。)の一の表第2号のイに掲げる負担金を徴収する場合については、次によるものとする。

- (1) 負担金の額の決定等

地方農政局長は、第2の規定にかかわらず、毎年度、当該年度の事業費の支出決算見込額に基づいて当該年度内に徴収すべき負担金の額を決定し、別紙様式第2号により都道府県知事に通知するとともに、別途地方農政局長と都道府県知事が定める納入計画等に基づき徴収するものとする。

- (2) 負担金額の変更等

地方農政局長は、(1)により決定した負担金の額を変更する必要がある場合は、速やかに、別紙様式第2号により都道府県知事に通知するとともに、負担金の額について所要の調整を行うものとする。

(事業施行年度の翌年度に徴収する負担金の徴収)

第6 第2項告示の一の表第2号のアに掲げる負担金を徴収する場合については、地方農政局長は、毎年度、前年度の負担対象事業費に基づいて負担金の額を決定し、都道府県知事に通知するとともに、負担金を徴収するものとする。

(事業施行年度の翌年度以降に徴収する負担金の徴収)

第7 事業費のうち都道府県に負担させる費用の一部につき借入金をもって財源とする負担金を徴収する場合については、次によるものとする。

- (1) 負担金の額の決定等

地方農政局長は、毎年度、前年度の負担対象事業費に当該事業に係る借入金について前年度に生じた利息の額を加えて得た額により負担金の額を決定するとともに、土地改良法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第107号。以下「改正令」という。)附則第2条の規定により、なおその効力を有するものとされた改正令による改正前の土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第52条の2第1項第3号及び第2項告示の二の表第3号並びに土地改良法施行令第52条の2第9項の農林水産大臣の定める支払の方法(昭和60年7月30日付け農林水産省告示第1155号。以下「第9項告示」という。)の表第4号のウに規定する支払方法に従つて各年度に徴収すべき金額(以下「年度負担金」という。)を算定し、国営土地改良事業年度負担金支払表(別紙様式第3号)により都道府県知事に通知するものとする。

- (2) 負担金の徴収

地方農政局長は、(1)の国営土地改良事業年度負担金支払表に基づき、毎年度、年度負担金を徴収するものとする。

(事業完了後に徴収する負担金の徴収)

第8 負担金のうち都道府県が自ら負担しないもの及び第2項告示の一の表第1号に掲げる負担金を徴収する場合には、次によるものとする。

(1) 負担金の額の決定等

地方農政局長は、国営土地改良事業が完了したときは、速やかに、次に掲げるところにより負担金の額を決定するとともに、土地改良法施行令第52条の2第1項第1号及び第2号、同令附則第18項及び附則第19項、第2項告示の一の表第1号並びに二の表第1号及び第2号並びに第9項告示の表第4号のア及びイに規定する支払方法に従って年度負担金の額を算定し、かつ、平成2年11月21日付け農林水産省告示第1463号に定める支払方法に従って国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額の算定を行い、国営土地改良事業年度負担金支払表(別紙様式第3-2号)により都道府県知事に通知するものとする。なお、都道府県自らが負担しない負担金及び第2項告示の一の表第1号に掲げる負担金にあつては、当該事業の毎年度の負担対象事業費の合計額とする。

(2) 負担金の徴収

地方農政局長は、(1)の国営土地改良事業年度負担金支払表に基づき、毎年度、年度負担金を徴収するものとする。

(報告)

第9 地方農政局長は、国営土地改良事業について負担金の額を決定したとき又は国営土地改良事業年度負担金支払表(別紙様式第3号又は第3-2号)により通知したときは、農村振興局長に報告するものとする。

(台帳の整備)

第10 地方農政局長は、国営土地改良事業ごとに、負担金の処理経過を明らかにした別紙様式第4号による台帳を備え、当該債権の適正な管理に努めるものとする。

(適用)

第11 この要領は、昭和61年度以降に行う負担金の算定及びこれに基づいて行う負担金(昭和60年度の事業費で昭和61年度以降の年度に繰り越されたものに係る負担金を除く。)の徴収等について適用し、昭和60年度以前に算定された負担金及び昭和60年度の事業費で昭和61年度以降の年度に繰り越されたものに係る負担金の徴収等については、なお従前の例によるものとする。

(適用)

第12 この要領は、平成2年度以降に行う負担金の算定(昭和63年度以前に行われた事業及び消費税法(昭和63年法律第108号)附則第3条の経過措置に係る事業(消費税法施行前に契約された国庫債務負担行為等に係る事業)に係るものを除く。)及びこれに基づいて行う負担金の徴収等について適用し、その他の負担金の算定及びその徴収等については、なお従前の例によるものとする。

(適用)

第13 この要領は、平成10年度以降に行う負担金の算定(平成8年度以前に行われた事業及び所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号。以下「所得税法等改正

法」という。) 附則第10条第3項の経過措置に係る事業(所得税法等改正法における指定日前に契約された国庫債務負担行為等に係る事業)に係るものを除く。)及びこれに基づいて行う負担金の徴収等について適用し、その他の負担金の算定及び徴収等については、なお従前の例による。

(適用)

第14 この要領は、平成20年度以降に行う負担金の算定及びこれに基づいて行う負担金の徴収等について適用し、平成19年度以前に算定された負担金の徴収等については、なお従前の例によるものとする。

(適用)

第15 この要領は、平成22年度以降に行う負担金の算定及びこれに基づいて行う負担金の徴収等について適用し、平成21年度以前に算定された負担金及び平成21年度の事業費で平成22年度以降の年度に繰り越されたものに係る負担金の徴収等については、なお従前の例によるものとする。

(適用)

第16 この要領は、平成24年度以降に行う負担金の算定及びこれに基づいて行う負担金の徴収等について適用し、平成23年度以前に算定された負担金の徴収等については、なお従前の例によるものとする。

(適用)

第17 この要領は、平成30年度以降に行う負担金の算定及びこれに基づいて行う負担金の徴収等について適用し、平成29年度以前に算定された負担金の徴収等については、なお従前の例によるものとする。

別紙様式第1号

〇〇年度事業費精算書

(単位：円)

工事別名	支出済額 ①	収入済額 ②	振替増減 額等 ③	負担対象 事業費 ①+②±③	備考

(注) 1. この調書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業費支出済額内訳書 (様式1-1号)
- (2) 収入済額内訳書 (様式1-2号)
- (3) 振替増減額等内訳書 (様式1-3号)

2. 支出済額欄には同内訳書の合計を、収入済額欄には同内訳書の雑収入等の額で様式1-2号の備考欄に掲げる消費税及び地方消費税額を控除した額を、振替増減額等には同内訳書の振替増減の差引の計の額及び本文第3の(5)の調整額を記入すること。

事業費支出済額内訳書

(単位：円)

区分		工事別名				計
		事業名				
工 事 費 関 係						
		計				
		事業費計 借入金利子 (建設利息)				

- (注) 1. 工事費関係の区分は、予算の目の細分ごとに記載する。
 2. 受託工事費及び負担金算定対象外経費は除く。
 3. 当該年度の工事出来高説明書等を添付する。

収 入 済 額 内 訳 書

(単位：円)

科 目	収 入 済 額	備 考
雑 収 入 建物及物件等貸付料 公務員宿舎貸付料 物品売払代 雑 入		
他用途転売等収入 他用途転売収入 貸 付 料		
そ の 他		

- (注) 1. 他用途転売収入については、売渡先別面積、金額を備考欄に記入すること。
2. 収入に含まれる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）額を備考欄に記入すること。
3. 物品売払代等の各々の契約により消費税等額が明確にされているものは、それぞれの積算による。また、公務員宿舎貸付料のように消費税等額が明確にされていないものは、消費税等率 / (1 + 消費税等率) を乗じた額を消費税等額とする。
4. 負担金算定対象外経費により取得した資産（借上を含む。）に係る収入は除く。

振 替 増 減 内 訳 書

(単位：円)

件 名	振 替			備 考
	増	減	差 引	
国 有 財 産 土 地 建 物 物 品 そ の 他 計				

- (注) 1. この調書には、本文第 3 の (1) から (3) までの規定により加算又は控除の対象となるものの増減を記入すること。
 2. 負担金算定対象外経費により取得した資産は除く。

〇〇年度国営土地改良事業都道府県負担金（変更）調書

（単位：円）

事業名 工事別名	事 項	事業費	負担金算定 基礎事業費	算定負担金額	負担金額内訳		備考
					県負担金額	地元負担金額	

（注）事項欄には、予算額・支出決算見込額・支出決算額・繰越額・不用額等必要に応じて記載する。

別紙様式第3号

国営土地改良事業〇〇年度負担金支払表

年 月 日 調整 調整者

工事別名 支払者 据置期間 年 月 日
 事業名 償還期限 年 月 日
 償還利率 年 %

期 別 年 度	元 利 支 払 期 限	未償還元金	償 還 額			備 考
			元 金	利 子	計	
期 年度	年 月 日	円	円	円	円	
合 計						

別紙様式第4号

国営土地改良事業負担金徴収整理台帳

工事別名		全計・対応		負担対象事業費		条例の負担割合		県		% 受益者		% 受益者			
都道府県名		着工年度		建設利息				自		年 月 日		支払利率			
事業種別		振替年度		負担金総額		支払期間		据置期間		年 月 日まで		年 %			
		完了年度		改負担金				至		年 月 日					
負担金収納計画							負担金収納状況							負担金算定明細等	
期別	年度	収納 期限	元金	利子	計	国が納める 義務がある 消費税及び 地方消費税 に相当する 額	合計	番号	年月日	元金	利子	計	国が納める 義務がある 消費税及び 地方消費税 に相当する 額	合計	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
計															

- (注) 1. 不用箇所は、抹消するか又は、修正することができる。
 2. 本欄に記載できないときは、別紙を添付すること。
 3. 本表記載事項以外で記載を要する事項については余白又は、別紙に2に準じて記載しておくこと。